

東京都社会保険労務士会 研修会受講規約

(目的)

第1条 本規約は、東京都社会保険労務士会（以下「本会」という。）が実施する研修会に関し必要な事項を定めたものである。

(規約の適用)

第2条 本規約は、本会が主催する研修会について、本会と受講を申込みする本会及び他道府県会に所属する会員（以下「受講者」という。）との間で締結する契約（以下「研修会受講契約」という。）に適用される。

2. 本会は、受講者への事前通知や承諾なく、本規約の全部又は一部を変更することができる。この場合には、変更後の規約を適用する。

(研修会への申込み)

第3条 受講者は、本規約の内容に全て同意した上で、本会が指定する方法に従って、個別に受講申込みを行う。

2. 本会は、第1項の申込みにつき、原則として、本会所属の個人会員に限り受け付ける。ただし、必要に応じて他道府県会所属の個人会員の申込みを受け付けることがある。

3. 本会は、次の各号に掲げる場合には、受講者からの申込みを承諾しないことがある。

(1) 受講者が、第1項の申込みの際、虚偽の事実を申告した場合

(2) 受講者が、著作権その他の知的財産権、その他本会又は第三者の権利、利益を侵害するおそれがあると本会が判断した場合

(3) その他、受講者が本規約に違反するおそれがあると本会が判断した場合

4. 本会は、受講者の申込みを受け付け、その内容を確認・審査した後、受講の案内を行う。

(受講料の支払)

第4条 受講者は、受講料を本会が指定する期日及び方法により支払わなければならない。

2. 本会は、受講者が受講料を期日までに支払わない場合は、受講者が申込みを辞退したものとみなすことがある。

(入金後の受講料の取扱い)

第5条 本会は、受講者が前条の受講料の支払いをした後に申込みの辞退を行った場合には、辞退の申出日が、研修予定日（複数の日程で開催される研修会については、その初日。単科コースを設ける研修会についても同様とする。以下同じ。）から起算して

7 営業日より前のときは、受講料から振込手数料を控除した金額を指定の口座へ返金する。ただし、7 営業日以内（研修予定日経過後を含む。）のときは、返金しない。

2. 前項の規定に限らず、個別の研修ごとに定める場合はそれに従う。

（不可抗力等を理由とする研修会の中止等）

第6条 本会は、次の各号に定める事由が生じた場合、研修会の全部又は一部の提供を中断又は中止することがある。

- （1）研修会に使用する設備等に、実施を不可能とする不具合が生じた場合
- （2）火災、停電等が発生した場合
- （3）天災事変が起こった場合
- （4）戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等が起こった場合
- （5）本会が運用上、技術上等その他の理由から中断又は中止が必要と判断した場合

2. 本会は、前項の規定により研修会を中止した場合、受講料の返金については次の各号のとおり取扱う。

- （1）研修会が既に開催の期の途中であるときは、返金しない。
- （2）研修予定日より前に研修会を中止したときは、受講料から振込手数料を控除した金額を指定の口座へ返金する。

（研修内容の不適合を理由とする役務の提供中止）

第7条 本会は、研修内容（講師の発言内容・配付物の記載内容等）に第三者の権利侵害その他の契約不適合があると判明した場合、研修会を中止することがある。

2. 本会は、前項の規定による中止をした場合、次の各号のとおり、受講料を返金する。

- （1）研修会が既に開催の期の途中であるときは、受講料のうち、未経過分の講義日程にかかる予定時間の合計時間が全講義の予定時間の合計時間に占める割合に相当する金額（1 円未満四捨五入）を指定の口座へ返金する。
- （2）研修予定日より前に研修会を中止したときは受講料を指定の口座へ返金する。

（会員証等の携行）

第8条 受講者は、研修会の受講に際し、会員証（他道府県会会員は社会保険労務士証票）を持参しなければならない。

2. 本会は、必要に応じて、受講者に対し、会員証又は社会保険労務士証票の提示を求めて本人確認を行うことがある。

（著作権）

第9条 本会が提供する研修会（研修会で提供する資料、映像、音声、文字等を含む。）に関わる著作権、著作隣接権、商標権、特許権その他一切の知的財産権は、本会又は正当な権利を有する権利者に帰属する。受講者は、この規約で定められた限度で利用することができ、これを超えて複製、販売、貸与、公衆送信（送信可能化を含む。）、

上映、改変、翻案その他の方法により利用することを一切禁止する。

(禁止事項及び契約の解除)

第10条 受講者は、研修会の利用に際して、次の各号で定める行為を自ら又は第三者を通じて行ってはならない。

- (1) 本会の設備に損害を与える行為
- (2) 研修会の写真撮影、録画、録音、又はそれに準ずる行為
- (3) 本人に代わって第三者に研修を受講させる行為
- (4) 研修会に係る本会又は第三者の著作権、特許権その他の権利、利益を侵害する行為
- (5) 法令等に違反する行為
- (6) 研修会の運営を妨げるような行為
- (7) 研修会を商用目的に利用する行為
- (8) 公序良俗に違反する行為
- (9) 前各号に列挙する行為をそそのかし、助長し、又は容易にする行為
- (10) その他本会が適切でないと判断した行為

2. 本会は、受講者が前項に定める行為をしたときは、催告なしに、直ちに研修会受講契約を解除することができる。この場合、受講料は返金しない。

(損害賠償)

第11条 本会は、受講者が本規約又は法令に反して、本会もしくは講師又はその他の第三者に対し損害を与えた場合、一切の損害（弁護士費用を含む。）を賠償させることがある。

(不保証及び免責)

第12条 本会が提供する研修会の内容に関し、その完全性、正確性、確実性、有用性、目的適合性、満足性等については、いかなる保証も行わない。

2. 本会は、研修会に関連して受講者に発生した損害について、本規約において明示的に定めた場合を除き一切責任を負わない。

(オンライン研修)

第13条 オンライン研修の受講については、本規約に定めるもののほか、別に定めるオンライン研修受講規約に従う。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和3年3月31日から施行し、令和2年9月4日から適用する。